破産管財人変更

平成２３年（フ）第１４８号
鹿児島県霧島市国分府中町５番10―216号
エル・エール霧島、開始決定時の住所鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2095－１　牧園ビル201号
破産者　鶴留　俊朗
破産管財人　塚本　英伸が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　野間　俊美
平成24年11月７日
鹿児島地方裁判所加治木支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第７３号
山口市大内御堀550番地12
破産者　繁光　正雄
異議申述期間　平成24年12月13日まで
平成24年11月９日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
山口県周南市大字久米字沖角田3037番地の12
破産者　株式会社シーエーピー
異議申述期間　平成24年12月13日まで
平成24年11月12日　山口地方裁判所周南支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８０８号
広島市中区東平塚町２番26―506号、開始決定時の住所広島市西区古江上２丁目430番地の１　712号
破産者　万徳　光明
免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
平成24年11月12日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３号
徳島県板野郡北島町鯛浜字大西119番地
破産者　中西　重剛
免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
平成24年11月12日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
徳島県鳴門市大麻町板東字八幡38番地
破産者　納田　和仁
免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
平成24年11月12日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５号
徳島県徳島市上八万町上中筋559番地の２
破産者　河野　通宣
免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
平成24年11月12日　　徳島地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０５３号
東京都文京区本郷３丁目42番５号
清算株式会社　株式会社銘品くらぶ
代表清算人　岩崎　裕朗
１　決定年月日　平成24年11月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第４号
静岡県袋井市木原26番地の１
清算株式会社　エティ株式会社
清算人　鈴木　和夫
１　決定年月日　平成24年11月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用は控除した残額を各協定債権者に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

監督命令

平成２４年（再）第１９号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目２番１号
再生債務者　株式会社総通
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区中之島２丁目２番２号　大阪中之島ビル４階　フェニックス法律事務所　弁護士　小寺　史郎
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第２号
北海道川上郡標茶町字栄214番地３
再生債務者　カムイ・エンジニアリング株式会社
主文　平成24年５月22日にした監督命令を取り消す。
平成24年11月８日　　釧路地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第３号
群馬県藤岡市藤岡329番地
再生債務者　春山　武三
特別調査期間　平成24年11月30日から平成24年12月７日まで
平成24年11月９日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（再）第１号
山口県下関市椋野町３丁目13番18号
再生債務者　シズカコーポレーション株式会社
特別調査期間　平成24年12月３日から平成24年12月12日まで
平成24年11月９日　山口地方裁判所下関支部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
福岡市東区馬出４丁目８番31号
再生債務者　高丘（正）組こと　高丘　哲也
１　期日　平成25年１月15日午前11時
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成24年11月７日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
広島市安佐南区沼田町伴4857番地１、再生手続開始決定時の住所広島市安佐北区安佐町久地916番地の１
再生債務者　株式会社アップル建設
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月13日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年12月12日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年12月12日
平成24年11月８日
広島地方裁判所民事第４部